

平成 24 年 9 月 14 日

バーゼル銀行監督委員会「日中流動性管理のためのモニタリング指標」に係る  
市中協議文書に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会から本年 7 月 2 日に公表された市中協議文書「日中流動性管理のためのモニタリング指標」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントがバーゼル委員会におけるルールの最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

#### 【総論】

今回、モニタリング項目として 8 つの指標およびストレステストが提案されているが、それぞれの指標がモニタリング目的のみに使用され、日中流動性管理に係る新しい基準の導入の引き金とならないよう徹底をいただきたい。

そのうえで、個別行の日中流動性管理状況のモニタリング・監督を鑑みれば、各行のビジネスモデルの違いによって管理モデルが異なることもあるため、各モニタリング項目の重要性に変化があるはずである。このため、モニタリング計数の報告そのものに固執するあまり、計数報告に過度の事務負担を負わせることのないよう配慮いただきたい。各行のビジネスモデルの違いを踏まえた対応となるようお願いしたい。

また、既に同じタイミングで導入が決まっているバーゼルⅢの流動性規制の枠組みなど他の規制で求められる報告もあることから、報告量と報告頻度についても過剰にならないように配慮願いたい。

#### ➤ ストレステスト

バーゼルⅢの流動性カバレッジ比率（LCR : Liquidity Coverage Ratio）の報告頻度に合わせて、月次でモニタリング指標およびストレステスト結果を報告することが提案されているが、ストレステストについてまで月次で行う必要は

ないと考える。

危機時においては、高頻度のストレステストは有意義であるものの、平時のストレステストでは、銀行における作業負担、コストをいたずらに増大させるだけであるため、個別行のシナリオを踏まえた対応とするか、前提となるシナリオを変更した場合に限るべきである。

特に、ストレスシナリオとして「市場全体の信用・流動性ストレス」が取り上げられているが、これは一種のシステミック・リスク顕現化への対応という側面を有するため、想定する状況の統一化を図ることが重要である。よって、システミック・ストレスの具体的シナリオの策定に当たっては、当局とも相談のうえ、試算すべきである。

また、ストレステストを行う指標について、後述のとおりモニタリングの意義に乏しいと考えられる決済時刻に関連する指標は除外するべきである。

#### ➤ モニタリング指標の位置づけ（パラグラフ6等）

本指標がモニタリング目的のみに使用され、日中流動性管理に係る新しい基準の導入の引き金とならないよう徹底をいただきたい。例えば、「所要流動性の日次最大値」等が原因となり、内国為替取引に係るビジネス強化の阻害要因になりうるほか、本指標が実質的に基準として運用されることにより、銀行における決済ビジネスの制約事項として認識される場合、支払をコントロールし遅延させるような事態など意図せざるリスクが発生する懸念がある。

また、銀行は（中央銀行等から）日中流動性の供給を受ける側である一方、（顧客金融機関等に）日中流動性を供給する側にもなることから、供給する側と供給を受ける側としての報告が重複しないよう報告対象範囲を明確化いただきたい。

#### ➤ 統一的・効率的なデータ収集（中央銀行の決済システムを利用した指標のインフラ整備）

直接参加の銀行は、対外決済のほとんどを中央銀行の決済システムを通じて行っている。中央銀行の決済システムにおいて、統一的かつ効率的なデータ収集を可能とするためにインフラを整備すべきである。

▶ 適用開始時期（システム対応等を考慮した早期の制度要件の明確化等）

モニタリング指標となる計数を取得・提出するためには、銀行において相応な規模のシステム開発や社内体制の整備が求められることから、早期の要件確定、十分な準備期間の確保が必要である。このため、モニタリング指標の定義を早い段階でより明確にすべきである。予算措置・開発規模等を考慮すると、施行日の 24 ヶ月前までに制度要件の概要を、また、18 ヶ月前までに制度要件の詳細を確定いただきたい。

また、別途導入が予定されている 2015 年適用開始予定の流動性カバレッジ比率等（いわゆるバーゼルⅢ）と同様に、十分な準備期間を設けるとともに、適用開始から一定期間は、適用範囲の通貨を母国通貨に限定する等の運用を検討していただきたい。

【各論】

▶ 日中流動性調達源（パラグラフ 12）

アンコミのクレジットライン（uncommitted credit lines）は、事前連絡なく削減され、自己調達源として利用できないおそれがあるため、自己調達源とするのは適当ではない。

▶ モニタリング指標（パラグラフ 14）

○（i）所要流動性の日次最大値（実際に決済された時刻）（パラグラフ 17 等）

他国通貨に関しては、国際銀行間通信ネットワーク（SWIFT）に依存している。全世界的展開として、SWIFT データベースを報告様式に容易にマッチング可能なシステムの仕様変更が想定しうる場合、SWIFT システムベンダーに対し、当局からも働きかけをお願いしたい。

「日中流動性ポジションは、支払システムまたはコルレス銀行に支払指図を送信する時刻ではなく、実際に決済された時刻に基づいて算出されるべき」とあるが、現在、ノストロ口座を通じた外貨資金決済において、個々の支払指図が実施された時刻を確認する手段はないため、実務上困難である。

実際に決済された時刻を把握するためには、SWIFT MT950 等コルレス銀行から受信するステートメント等の書式として、個々の入出金ごとに決済時刻の表示を必須とする等、インフラ整備が必要となることに留意いただきたい。

また、上記対応（ステートメントへの決済時刻表示を必須とする）が実現した場合でも、決済時刻の妥当性については、コルレス銀行の記載を信用する他ないという限界が少なからず残る点にも留意いただきたい。

#### ○（v）時限性のある決済債務及び他の重要な決済債務（パラグラフ 25）

債券取引におけるフェイル慣行のように、決済の遅延時にフェイルチャージを授受することが市場慣行として定着し、同フェイルチャージについて、金融ペナルティというよりも、決済遅延行為への抑制効果的な意味合いを持つコストとして認識されているものもある。

本指標は、「金融的ペナルティ、悪評による被害、将来事業の喪失」といった重大な結果をもたらすような決済債務の把握を目的とするものと理解しているが、前述のフェイル慣行のような市場慣行が存在する取引までも、一律的に本指標の対象に含めることは必ずしも適当でないと考える。このため、本指標の対象からフェイル慣行の存在する取引を除外する、または、本指標におけるフェイル慣行の存在する取引の位置付けを明らかにする、といったように定義を明確化いただきたい。

#### ○大口顧客金融機関（上位 5 先）の選定（パラグラフ 26、27）

計測対象を特定し、フィージビリティを明確にするため、取扱金額の上位 5 先の選定方法を明確化いただきたい。（例：前月末基準において取扱金額の上位 5 社とする）

#### ○（vi）顧客金融機関に供与している日中クレジットライン（パラグラフ 27）

日をまたいだクレジットラインによる日中の資金受け払いが行われる場合、日をまたいだクレジットラインからの日中流動性供与額は、「顧客金融機関に供与している日中クレジットライン」の対象外となるよう明確化いただきたい。実務上、一般当座貸越枠等の日をまたいだクレジットラインを同項目に含めた場合、現実的にはシステム上で定期的なモニタリングが困難であること等を踏まえると、日中クレジットラインとしての使用実績を計測することは不可能と考える。

## ○ (vii) 日中支払のタイミングおよび (viii) 日中の決済進捗 (パラグラフ 28 ~30)

日中支払のタイミングに係る加重平均決済時刻、および特定時刻における決済進捗の推移については、各決済システムの仕組みや慣行、季節性等により異なることが想定されること、また、決済システム全体の状況をモニタリングすることが目的であれば、指標 (i) ~ (vi) によって補足可能であると考えられることから、個別銀行からの報告は不要と考える。仮に日中決済の状況について何らかのモニタリングの必要性があれば、指標 (viii) で必要十分としていただきたい。

特に、日中流動性管理ではネット資金不足が発生しない、すなわち、資金ショートとならないよう資金繰り管理を常時行うことが望ましいことを踏まえると、支払金額にのみ着目した指標 (vii) の“加重平均”時刻を算出することの必要性には強い疑問がある。

## ○間接参加者の指標モニタリング

間接参加者として決済代行サービスを利用している口座を全て把握することは困難であることから、間接参加者へのモニタリングは、主な資金繰り・決済に利用している主要口座のみをモニタリング対象としていただきたい。

- (1) 「(i) 所要流動性の日次最大値」、「(ii) 利用可能な日中流動性」、「(iv) 時限性のある決済債務及び他の重要な決済債務」

間接参加者の決済タイミングはコルレス銀行に依存し、時系列での残高把握が不可能な場合がある。また、残高把握自体は可能であっても、利用するコルレス銀行が間接参加者へ情報開示しない限り、間接参加者にとって、「(i) 所要流動性の日次最大値」、「(ii) 利用可能な日中流動性」、「(iv) 時限性のある決済債務及び他の重要な決済債務」を計測することは困難と考える。

- (2) 「(viii) 日中の決済進捗」

前述のとおり、我々はモニタリング指標「(viii) 日中の決済進捗」については、報告不要とすることを要望しているが、本市中協議文書においては、そもそも「(vii) 日中支払のタイミング」同様、間接参加者からも報告を求めることを想定しているのか確認したい。なお、間接参加者においては、コルレス銀行が間接参加者へ情報開示しない限り、計測自体が困難であることから、いずれにし

ても本項目について対応不能と考える。

➤ 日中流動性のストレスシナリオ（パラグラフ 31、32）

日中流動性ストレスシナリオでは、主としてインターバンク市場等でのファンディングやカウンターパーティー資金決済リスク、適格担保の時価変動要因が想定されると考えるが、預金の流出可能性まで考慮する必要があるのか確認したい。

また、各銀行自身の固有の状況およびビジネスモデルによって、当該行の想定されるストレスシナリオは異なるため、具体的なストレスシナリオについてはリスクの所在を明らかにしたうえで各銀行が提案し、監督当局と合意するかたちとしていただきたい。

○カウンターパーティーに対するストレス：主要な金融機関であるカウンターパーティーが支払を遅延する日中のストレス事象（パラグラフ 35）

本市中協議文書では、「カウンターパーティーに対するストレス」の定義が不明確である。もし当該定義が明確にされない場合には、当該指標は、パラグラフ 37「市場全体の信用・流動性ストレス」に吸収していただきたい。あるいは、対象先を流動性の供与（あるいは資金決済）を他の金融機関に依存している度合いが高い金融機関に限定する方法を検討いただきたい。

また、本パラグラフでは、報告銀行がコルレス銀行でない場合（すなわち外貨決済を外銀等在外拠点のコルレス銀行に委託し自行の口座残高を管理する場合）において、報告銀行とコルレス銀行間における現在の慣行（O/D 金利の徴求、支払遅延者の負担による処理完了、あるいは差入担保による枠設定管理）にもとづく流動性リスク管理の仕組みが、本市中協議文書で提案されているモニタリングの方法と大きくかけ離れることがないよう配慮いただきたい。仮に、導入が予定されているモニタリング方法に合わせて現在の慣行の見直しが広範に行われた場合、日中の資金決済に影響が出る可能性がある。

➤ 適用の範囲

重要な通貨、重要な子会社の口座について報告すべきとされているが、事務的に現実的な範囲に限定された運用となるよう、以下の点に配慮願いたい。

### ○特定通貨に係る報告免除基準（パラグラフ 54）

特定通貨に関しては、モニタリング指標報告にかかる対象範囲・基準を設けていただきたい。例えば、以下に示すような免除基準を設定いただきたい。

(1) 自国通貨・他国通貨共通の口座基準（他行預け金口座含む）：

「月間の資金移動件数あるいは移動金額の最低基準」、「月末残高の最低基準」等を設定し、最低基準以下は免除。

(2) 通貨基準：

重要性の原則の観点から「負債額に占める当該外貨比率等バランスシート上の基準」等を設定し、基準以下の場合免除。

なお、上記（2）を設定する際は、報告免除とする通貨の基準を、「その通貨の合計負債額が、銀行全体の負債額の 5%未満の場合」としていただきたい。日中流動性管理のモニタリング指標は、LCR の補完的意味合いもあることから、通貨別 LCR の扱いとも平仄をとるべきと考える。

加えて、重要性の原則から個別報告が免除されるのであれば、報告負担を鑑み、全通貨合計等からも除外することも検討いただきたい。

### ○組織構造（パラグラフ 55）

「日中流動性指標の報告の際の適切な組織単位は最終的に母国当局によって決められるべき」とあるが、重要な個々の法人レベルでのモニタリングにおいては、銀行、証券会社等、各業態では決済機関が異なり、リスク管理の実態としても相違があることから、業態横断的な指標とすべきではない。子会社の業態も含め、業態に応じた報告内容を検討していただきたい。

### ○母国当局および現地当局の責任（パラグラフ 57）

適用範囲については、重要性の原則を勘案すべきである。母国当局が全ての拠点の全ての支払・決済の状況をモニターするのではなく、管理・運用体制の確認等でも十分に監督できると考えられる。

一方、「支店」に関しては、「母国当局は当該銀行グループから国内及び国外の支払・決済債務をカバーする、全ての日中流動性指標に関する報告を受けるべき」とあるが、銀行によっては、通貨毎の決済拠点集約やコルレス銀行の一本化を前提とするデータ集約モニタリングが必要な場合も想定され、新たなシステム投資や実務負荷が生じることから、慎重な検討をお願いしたい。

➤ 報告頻度および単位 (パラグラフ 58、59)

一律的な報告義務ではなく、各国当局による報告頻度・事項について裁量を認めるべきである。日中流動性に係わる枠組みは、各国における決済の仕組み、決済業務の内容、金融慣行によって異なることから、全ての項目についての一様な報告は不要と考えられる。例えば、外貨の取扱いの割合が低い地域金融機関に対しては、外貨に係る項目を報告免除するなど、報告内容・範囲などに配慮いただきたい。

また、報告頻度は月次としているが、データ取得の作業体力等が不明瞭であるため、報告のタイミングは十分な時間的猶予を確保いただきたい。

なお、パラグラフ 59 の報告指標の「顧客金融機関に供与している日中クレジットライン」等は、システム上、日々のトラックレコードが即時かつ的確に反映されることが難しい（供与枠の設定日等の判定が困難）ため、日々の変動が大きくない項目に関しては、平均値や最大値・最小値を不要とし、末値のみ報告することを許容いただきたい。

➤ モニタリング指標の実例 (付録 1)

本文 7 頁で支払総額と受取総額を計算すると記述されている一方、付録 1 の iii) において、本指標の計算事例として支払総額の計算だけが例示されているが、この相違を明確にしていきたい。

➤ 日中流動性モニタリング報告の例 (付録 2)

指標「3h. 営業期間中の利用可能な日中流動性の最小総額 (Lowest amount of available intraday liquidity during the business day (3a+3b+3d+3f))」については、それぞれの項目が Lowest になるタイミング（日付、時刻）が異なることから、それを単純合算したものを指標とすることの意義は少ないことから、同項目は報告不要としていただきたい。

以 上